

快適トイレ設置工事試行要領

(目的)

第1条 建設業において女性の活躍の場を創出するため、女性就業者が働きやすい職場環境となるよう、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ(以下、「快適トイレ」という。)を設置する工事を試行する。

(対象工事)

第2条 公告するすべての工事を対象とする。ただし、国庫負担法に係る災害復旧事業は対象外とする。

(入札公告等への明示)

第3条 発注者は、入札公告において、快適トイレ設置工事試行案件である旨を明示する。また、その仕様等について、特記仕様書に明示する。

(経費の計上)

第4条 快適トイレ設置に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

附則 この要領は、平成30年6月1日から適用する。

附則 この要領は、令和2年7月1日から適用する。

別紙 1

1 .(積算方法)

- ・ 快適トイレ設置に関する経費は、共通仮設費の営繕費に「快適トイレ設置費」として積上げ計上する。
- ・ 快適トイレの経費は、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」¹を計上するものとし、男女別で1台ずつ計上できるものとする。
 - 1「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を差し引いた額とする。
- ・ ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入り口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限に計上できるものとする。
- ・ 「運搬」、「設置」、「撤去」、「通常の維持管理」に関する経費などは共通仮設費(率)に含まれている。
- ・ 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。